

京都市強度行動障害児者短期入所事業所受入促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域に居住する強度行動障害を有すると認められる障害児又は障害者が、緊急時に円滑に短期入所事業所を利用できるよう、一定の期間、利用実績のない短期入所事業所の利用に対して京都市長が行う支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 強度行動障害児者 障害児にあつては厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号の第13号）に適合する強度の行動障害を有する者を、障害者にあつてはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号の第4号）に適合する強度の行動障害を有する者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、京都市地域生活継続・地域移行コーディネート事業実施要綱に定める支援チームによって作成される緊急時対応プラン（本条に規定する受入れ後に作成される場合も含む。）に基づき、次条に規定する事業所において、本市が短期入所に係る障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定をした強度行動障害児者（以下「対象者」という。）で、かつ、利用年度の当該サービス利用の初日から遡って過去1年の間に当該事業所における利用実績（本要綱の支援金の支給対象となった利用実績を除く。）のない者を受け入れた事業所に対し、第6条に定める泊数を当該年度における上限として、自立支援給付とは別途、支援金を支給する事業とする。

(対象事業所)

第4条 本事業の対象となる事業所は、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所事業所であつて、本市域内に所在するものとする。

(対象期間)

第5条 本事業の年度は、各年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(支援金額及び支給上限)

第6条 本事業の支援金額は、対象者1名につき1泊当たり2,500円とし、支給上限は対象者1名につき、年度を通じて15泊とする。ただし、当該年度における同一事業者による同一利用者への支援が15泊に満たない場合、翌年度に限り合計15泊を満たすまで利用できるものとする。

(支援金の支給)

第7条 この要綱に定める支援金の支給は、四半期ごとに行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(実績報告及び支援金の請求)

第8条 第3条に定める事業を実施し、支援金の支給を受けようとする事業所は、四半期ごとのサービス提供終了後速やかに、第1号様式により実績報告を行うとともに、支援チームが作成した緊急時対応プランを添えて市長に請求するものとする。なお、サービス提供時点で支援チームによる緊急時対応プランが未作成で、かつ支援金の支給を受けようとする事業所は、サービス提供終了後、60日以内に緊急時対応プランを作成のうえ、実績報告に添えて請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第9条 支援金の支給を受けた者は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(支援金の返還等)

第10条 市長は、支援金の支給を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。